

◆「航空貨物に係る事前報告制度の拡充」に係る業界説明会において出された質問及び回答

H29.6.16現在

No.	質問	関税局からの回答
1	郵便も今回の制度の対象となるのでしょうか。	国際郵便物については、物流形態が一般の航空貨物と異なるといった特殊性があることから、現行制度において報告の対象としていないところですが、報告対象とするかどうかについては今後検討していきます。
2	仮陸揚げ貨物は対象となるのでしょうか。	現行制度と同様、入港した税関空港において取扱しをしない外国貨物、輸出の許可を受けて本邦の空港で積み込まれた外国貨物、保税運送の承認を受けた貨物及び内国貨物運送の承認を受けた貨物については、報告の対象外とすることとしております。
3	機移し貨物は対象となるのでしょうか。	仮陸揚げ貨物(機移し貨物を含む。)については、現行制度で報告対象としているところです。
4	関空で仮陸揚げし国内転送する場合、いずれの空港でも報告の対象となるのでしょうか。	関空での報告となります。
5	フォワーダーから直接ハウスAWB情報を求めるべきではないでしょうか。	ICAO(国際民間航空機関)のシカゴ条約において、機長は、航空機に搭載されている貨物についての責任を有しているとされていることから、機長に対し報告義務を課しております。なお、航空会社等も機長の行為の代行として報告ができる制度としております。
6	NACCSで直接IATA電文を受け取ることができるでしょうか。	NACCSへのデータ送信方法については、早期に方向性をお示しいたします。
7	NACCSで受け取るIATA電文については、FWB、FHL、FFMとなるのでしょうか。	
8	プロバイダーを経由した報告や外地からの直接の報告を可能とすべきではないでしょうか。	
9	マスターAWBとハウスAWBのマッチングはどのように行うのでしょうか。	マッチングのための仕様について検討していきます。
10	NACCSの仕様について、民間との協議の場は設けていただけるのでしょうか。	NACCSセンターにおいて、各航空会社からお話を伺いする機会を設ける予定と聞いております。また、導入前の運転試験を実施予定とも聞いております。
11	NACCSへの報告について、制度導入前にパイロットテストは行われるのでしょうか。	
12	仕様の早期開示をお願いします。	NACCSセンターと協力し、早期開示に努めています。

◆「航空貨物に係る事前報告制度の拡充」に係る業界説明会において出された質問及び回答

H29.6.16現在

No.	質問	関税局からの回答
13	ハウスAWB情報に間違いがあった場合に誰にペナルティが課されるのでしょうか。	
14	報告内容に不備があった場合、罰則の適用はあるのでしょうか。	現行の事前報告制度と同様、機長(機長の行為の代行者含む。)が故意又は重大な過失により当該報告をせず、又は偽った報告をした場合には罰則の適用対象となります。 なお、物流への影響には配慮したいと考えております。
15	報告内容に不備があった場合、後続業務が行えないのでしょうか。	
16	ハウスAWBの精度を高めていく努力をすべきでないでしょうか。	航空貨物の事前報告制度は既に各国で導入されており、導入の際には航空会社から顧客であるフォワーダーに周知されています。今回の我が国における導入に際しても同様の対応をとっていただくことになるが、日本税関としても既にフォワーダーへの説明を開始しており、今後も周知に努めてまいります。
17	混載業者への説明も必要です。	
18	テロ関連物資など要注意貨物に該当した場合、航空会社としてどういった対応をとるのでしょうか。	個別の事案に応じ必要な協力を要請することとなります。
19	ハウスAWB情報の報告に時間がかかるため、報告期限をより入港に近いタイミングにできませんでしょうか。	報告期限を現行よりも短くすることはできません。
20	システム構築に当たっての財政支援は無いのでしょうか。	費用面の支援はありません。
21	荷送人がRA事業者(特定航空運送代理店)である場合に何らか緩和措置が執られないのでしょうか。	事業者によって報告を免除するようなことはありません。
22	情報のアップデートはどのように開示されるのでしょうか。	税関ホームページへの公表を予定しているほか、各航空会社等へも案内させていただきます。